

大飯発電所3号機 定期検査の一部および定期事業者検査の一部が実施されなかったことに関する原因と対策について

1. 概要

大飯3号機第14回定期検査時に実施した蒸気タービン開放検査(定期事業者検査)の検査要領書と成績書の双方に第1、第3低圧タービン第5抽気管の記載がなかった。

作業記録等の調査により、第5抽気管の点検が実施され、安全上の問題がないことを確認したうえで、品質マネジメントシステムに基づく不適合処置を実施していたものの、蒸気タービン開放検査(定期検査)について処置ができていなかった。

このことについて、原子力安全・保安院より根本的な原因を含む原因の究明および再発防止対策を報告するよう指示を受けた。当社としては、定期検査および定期事業者検査の重要性に鑑み、本事象を重く受け止め、根本的な原因を含む原因究明を実施し、その再発防止対策を策定した。

3. 問題点

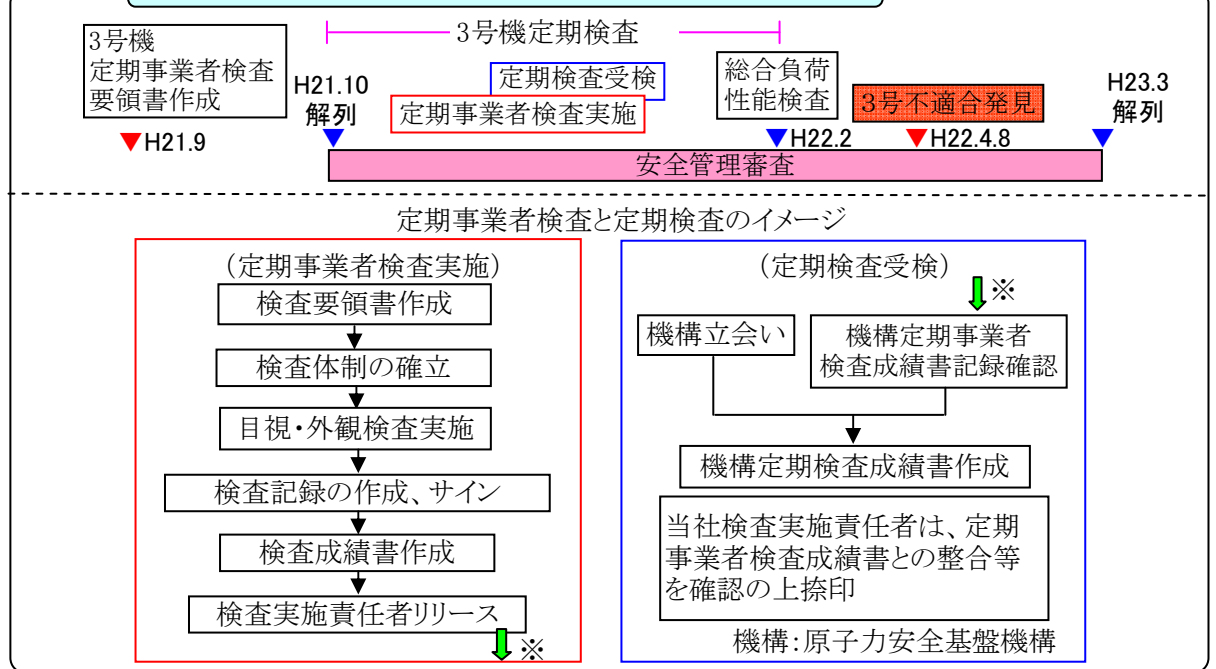
〈検査要領書作成に係る問題点〉

- 検査要領書の検査対象機器に第5抽気管を記載しなかった。
- 検査要領書の確認が十分でなく、第5抽気管の記載がないことに気付かなかった。
- 役職者は、検査対象機器を詳細に確認することを十分指導していなかった。
- 検査時に、検査要領書に第5抽気管の記載がないことに気付かなかった。

〈不適合処置に係る問題点〉

- 定期事業者検査は実施できていると誤認し検査要領書、成績書の「記載漏れ」として不適合処置を実施した。
- 不適合発見後、定期検査としての処置を講じなかった。
- 定期検査終了後に不適合を発見したことから、不適合に係る安全管理審査の対象に本事象を含めていなかった。

2. 大飯3号機14回定期事業者検査に係る業務フロー



4. 再発防止対策

〈検査要領書作成に係る再発防止対策〉

- 対策1: 定期事業者検査関係者に対し事例教育を行い、検査の重要性を再徹底する。また、今後、新規に配属される要員に対しては、新規配属者教育等のなかで事例教育を実施する。
- 対策2: 検査対象機器の確認は、担当と役職者が行うこととする。
- 対策3: 検査要領書の確認・審査で使用するチェックシートに、審査の参考となるよう、要領書の変更主旨、主な変更点等を記載する運用とする。
- 対策4: 抽気管ごとに検査結果を記録できるように、検査成績書の様式を変更する。

〈不適合処置に係る再発防止対策〉

- 対策5: 今回の事例を用いた教育を実施し、定期事業者検査に関する基本的事項の再徹底を図る。また、定期事業者検査関係者が認識しておくべき基本的事項を社内文書に明記する。
- 対策6: 不適合処置の審査・確認は、客観的・中立的な立場で行うことを社内文書に明記する。
- 対策7: 定期検査終了後に定期事業者検査に関する不適合処置を実施する必要がある場合は、定期検査への影響を評価したうえで、その扱いについて検査実施機関に判断を仰ぐことを社内文書に明記し、その旨を周知する。
- 対策8: 不適合の件名は、対象ユニットが明確になるように設定することを周知する。
- 対策9: 安全管理審査で提供する不適合情報は、保全サイクル単位で収集することを社内文書に明記する。